

③随意契約の業者選定方法の見直し

1) 契約手続の概要

中央卸売市場における契約事務は、大阪市他部局と同様に、地方自治法、同施行令、契約規則その他関係法令に基づき処理を行っている。また、業者選定方法については、予定価格の金額に応じて、以下のように定められている。

【中央卸売市場における業者選定方法】

区分		随意契約	入札		
物品契約	物品買入	予定価格≤160万円	160万円<予定価格≤200万円	200万円<予定価格	
		公募型見積合せ	公募型指名競争入札 (市場にて)	契約管財局にて契約	
	物品借入	予定価格≤80万円	80万円<予定価格≤140万円	140万円<予定価格	
		公募型見積合せ	公募型指名競争入札 (市場にて)	契約管財局にて契約	
	工事以外の請負契約(印刷・製本、修繕等)	予定価格≤100万円	100万円<予定価格≤200万円	200万円<予定価格	
		公募型見積合せ	公募型指名競争入札 (市場にて)	契約管財局にて契約	
業務委託契約		予定価格≤100万円	100万円<予定価格≤200万円	200万円<予定価格	
		公募型見積合せ	公募型指名競争入札 (市場にて)	契約管財局にて業者選定(契約事務は市場)	
工事請負契約		予定価格≤100万円	100万円<予定価格		
		公募型見積合せ	契約管財局にて契約		

2) 指摘事項

・業者選定方法の見直しについて

平成 20 年度における業務委託契約（無償委託を除く）、工事請負契約から随意契約による案件についてサンプル抽出し、契約手続の合規性、随意契約理由の妥当性について検討した。手続を実施した範囲において、特に指摘すべき事項はなかった。

しかし中央卸売市場では、経営収支改善の取り組みとして特名随意契約から入札への移行を促進しているところではあるものの、以下の表に記載しているように、年間契約件数に占める特名随意契約の割合は 64.9%と決して少ないとはいえない状況である。

【中央卸売市場における契約件数】

(単位：件)

契約方法	業務委託 契約	工事請負 契約	計	構成比
競争入札	20	—	20	11.7%
随意契約	比較隨契	22	18	40
	特名隨契	61	50	111
	小計	83	68	151
合計	103	68	171	100.0%

※平成 20 年度における業務委託契約、工事請負契約の件数（本場及び東部市場）である。

地方自治法等の法令において、入札による方法が原則とされ随意契約が例外的な取り扱いとされているのは、契約の公平性、透明性、経済性（価格の有利性）を確保する趣旨と考えられる。随意契約による場合、契約内容に相応する相手方を選定できる一方で、これらの趣旨を犠牲にしてしまうおそれがある。以上を十分に勘案したうえで契約内容の更なる精査を行い、競争入札が可能な案件については積極的に入札に付し、コスト削減に努める必要がある。

④一般会計の負担の見直し

1) 一般会計繰入金の繰入の概要説明

i) 根拠法令等

地方公営企業は、独立採算制が求められる一方、その公的性質から行政が行わなければならぬ事業が存在し、地方公営企業法第17条の2第1項では、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費について一般会計又は他の特別会計から補助することができるとされている。さらに、同法第18条では、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をするとできるとされている。

総務省より、地方公営企業法の具体的な繰出基準として「地方公営企業繰出金について（通知）（以下総務省通知という）」が毎年通知されている。この趣旨は、一般会計が下記の基本的な考え方沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について必要に応じ地方交付税等の措置がされることになるというものである。

平成21年度総務省通知では、以下のように記載されている。

第9 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

大阪市では、この総務省通知に原則的に依拠しつつ、独自の基準を定め繰出を行っている。中央卸売市場会計では、地方公営企業法第17条の3にかかるものを一般会計補助金として、地方公営企業法第18条にかかるものを一般会計出資金として受け入れている。

ii) 繰入項目

a. 一般会計補助金

中央卸売市場会計としては、業者の監督等経費及び企業債利息等の一部について毎年度財政局と協議し、補助金を受け入れている。

一般会計補助金の繰出基準（平成16年度から平成20年度）は、次のとおりである。

項目	内容
1. 取引指導監督	
①人件費	人件費総額に市場内業者の指導監督業務に従事する職員比率を乗じて算出 平成19年度は裁量経費となり、積算基準がない。平成20年度は、従来どおりの方法に戻っている。
②物件費	裁量経費となり、平成17年度から積算基準がない。 18年度から20年度は17年度予算額の10%を毎年度減額し、21年度予算は、20年度予算額を据置となっている。 (平成16年度まで) 業務指導監督の直接経費、修繕費等経費に、業務指導監督に要する面積、職員比率を乗じたもの及びその他物件費に職員比率を乗じたもの
③減価償却費等	減価償却費等総額に本市が直接利用している面積率を乗じた後、上記人件費と同じく業者指導監督に従事する職員比率を乗じて算出
2. 企業債利息	建設改良に充てる企業債のうち平成4年度発行以降の大規模増改築（市場基幹施設で増改築面積が20,000m ² 以上のもの）に係る利息の2分の1
3. その他	一般会計所管の健康福祉局衛生検査所建設経費相当分（使用面積割合）を耐用年数で除した額（減価償却費相当分）及び利息分 ただし、平成21年度からは補助金ではなく、中央卸売市場業務条例に基づく使用料として収入している。

b. 一般会計出資金

建設改良に充てる企業債のうち、大規模増改築に係る企業債元金償還金の2分の1について出資金として受入れている。

2) 指摘事項

i) 繰出基準の明確化

取引指導監督の物件費について、平成 16 年度までは業務指導監督の直接経費の全額、修繕費等経費に業務指導監督に要する面積率と職員比率を乗じたもの、また、その他物件費に職員比率を乗じたものについて一般会計より繰出しをおこなっていた。しかし、平成 17 年度より大阪市の財政上の都合から、上記のような積算基準ではなく前年度までの予算額をベースとしたものとなっている。

一般会計の繰出しの趣旨は、地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費を対象として繰出すものであり、経営健全化計画の策定を求められている状況からも、この繰出基準を明確にする必要がある。

ii) インセンティブの仕組みの必要性

繰出金は、人件費等の予算額を基準に実際の指導監督業務従事職員数に基づいて算出されている。

この指導監督業務従事職員数は、次の表のとおり、直接指導監督に従事する職員数（農水産、監査等）と、庶務等に従事する職員のうち指導監督見合い分を按分計算により求めた職員数（共通）からなる。

(単位：人)

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
本場	農水産	6.0	7.0	6.0		5.0
	監査等	7.0	7.0	7.0		6.0
	共通	10.6	9.6	9.1		9.5
東部 市場	農水産	5.0	5.0	5.0		3.0
	監査等	2.0	2.0	2.0		2.0
	共通	4.2	5.2	5.1		4.8
計		34.8	35.8	34.2		30.3

指導監督業務従事職員の効率化による削減を推進できるよう、一般会計補助金の削減効果に見合う額を、健全化のための経費に充当することができるなどインセンティブの仕組みが必要である。

5. その他の監査上の指摘事項

収支改善事項に直接関連しないが、外部監査の過程で判明した事項は、次のとおりである。

(1) 無償による使用許可を行っている施設の事例

- ①施設の使用状況を把握していない事例
 - ②期限どおりに申請書が受理されていない事例
- ### (2) 固定資産の管理状況が不十分な事例

(1) 無償による使用許可を行っている施設の事例

平成 21 年度において、無償による使用許可を行っている市場施設は、以下のとおりである。

市場名	使用者	施設種別	面積 (m ²)
本場	大阪府福島警察署	事務所	60. 64
		空地	120. 13
	大阪市計量協会	事務所	25. 60
	(社) 大阪市中央卸売市場本場市場協会	事務所・ 福利厚生施設等	4, 194. 82
		倉庫	68. 31
	合計		4, 469. 50
東部市場	大阪府東住吉警察署	事務所	110. 27
	大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合	事務所	6. 85
	大阪市中央卸売市場東部市場計量自治会	事務所	5. 07
	大阪市中央卸売市場東部市場協会	福利厚生施設等	1, 288. 14
	合計		1, 410. 33

①施設の使用状況を把握していない事例

上記の表で記載しているように、中央卸売市場では、(社)本場市場協会をはじめとして、複数の協会、組合等に対して、市場施設の無償による使用許可を行っている。

ここで、(社)本場市場協会の案件を例に挙げると、平成 21 年 3 月 11 日付け決裁書において、市場施設使用料の免除理由は次のとおりとされている。

当協会は、本場の施設を利用して業務を営む者を主たる構成員とする、営利を追求しない団体で、市場の主目的である生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、市民の食生活の安定向上を図るために尽力するだけでなく、生鮮食料品等の食品知識の普及に努めている。

この目的を果たすため、本市・会員間の業務上の連絡調整、消費者への生鮮食料品等の普及、市場に関する文献を集めた資料室の運営、見学者の案内、市場業務の改善合理化に関する講演会・研修会の開催等を行っている。

このように、当協会は中央卸売市場における公的な役割を果たし、円滑な市場運営に大きく寄与している。

よって、業務条例第 60 条第 2 項に基づき施設使用料を免除する。

しかし、(社)本場市場協会が多目的ホールや大ホールを利用して実施している講演会、研修会等の活動について、中央卸売市場では実施内容の報告等を受けておらず、その実施状況を把握していない。

使用料を免除している根拠として、こうした協会の活動が含まれている以上、中央卸売市場としては、当該活動が実際に行われ、その目的が果たされているかについて確認しておく必要があり、このことは無償使用許可を行っている他の協会等についても同様に指摘できる問題点である。

このため、こうした使用許可施設を利用した活動に係る実施内容、利用状況等については、定期的な報告を受け、無償による使用許可を行うことが妥当であるかについて、十分な検討を行う必要がある。

②期限どおりに申請書が受理されていない事例

上記の無償による使用許可を行っている施設について、使用許可に係る関連書類を閲覧したところ、市場施設使用許可書には、「施設使用者は、期間満了後引き続き使用しようとするとときは、期間満了前 30 日までに市場施設使用許可申請書を提出しなければならない。」と定められている。

しかし、以下の使用許可財産については、平成 21 年度に更新を行っているが、市場施設使用許可申請書が平成 21 年 3 月 6 日付けで受理されている（使用許可期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）。この点、使用許可書の許可条件に反している。許可条件に従った取扱いを実施する必要がある。

使用者	施設種別	位 置	面積 (m ²)
(社) 大阪市中央卸売市場本場市場協会	事務所（業管棟）他	業務管理棟 1 階 106 号 他	4,263.13
大阪市計量協会	事務所（業管棟）	業務管理棟 9 階 902 号	25.60

(2) 固定資産の管理状況が不十分な事例

固定資産の管理状況を確かめるため、固定資産台帳から一部抽出して現物の確認を行ったところ、次のような管理上不十分な事例が見受けられた。

- ①備品整理票等による備品表示の未実施
- ②処分済み備品の除却処理もれ
- ③有姿除却が必要な設備

また、大阪市の準公営企業財務規則第76条第2項では、年1回、固定資産台帳と固定資産を実地に照合することが求められているが、中央卸売市場においては実施していないとのことであった。

このように、固定資産管理は不十分であり、中央卸売市場を健全に運営していくためには改善することが必要である。

なお、具体的に発見された不備は、以下のとおりである。

①備品整理票等による備品表示の未実施

以下の備品については、備品整理票等の貼付による備品表示がなされていなかった。現物と台帳との照合作業を行うにあたって、現物の特定を容易にするためにも、備品の表示を行う必要がある。

市場名	名 称	数量	帳簿価額
本場	ノート型パソコン	2 台	13,500 円
東部市場	ダンプターレット	1 台	195,000 円

②処分済み備品の除却処理もれ

以下の備品については、現物がすでに処分済みであるにもかかわらず、除却に係る処理がなされておらず、固定資産台帳に記載されたままとなっていた。除却処理のものが生じないような管理体制の構築が必要である。

市場名	名 称	数量	帳簿価額
東部市場	ラップトップ型ワープロ	2 台	133,298 円

③有姿除却が必要な設備

以下の設備については、耐用年数が既に到来済みであり、現在は利用されていない。帳簿価額として残っている金額は、取得に際して収受した補助金及び残存価額（＝（取得原価－補助金）×5%）の合計額である。当該資産は全くの不稼動となっており、備忘価額を付した上で除却処理を行う必要がある。

市場名	名 称	数量	帳簿価額
東部市場	消防設備	一式	35,885,210 円

6. その他の総合的な課題

(1) 経営健全化計画の進捗管理

平成21年度中に経営健全化計画が策定されることになるが、この健全化計画を確実に実行するためには、この計画の進捗管理を確実に行うことが肝要である。

この計画の進捗管理を実施するには、次の点に留意する必要がある。

①第三者機関によるチェック

現在、中央卸売市場では、経営健全化計画策定に当たっては、有識者会議の設置を検討しているが、計画策定後についても第三者機関によるその後の業務遂行のチェック、及び不十分な実施項目の指摘など透明性ある成果管理が望まれる。

②情報公開

市民への説明責任を果たす上でも、中央卸売市場の経営健全化計画の取組み状況を適時に公開することが望まれる。

(2) 市場活性化のための仲卸業者の経営基盤強化

市場の活性化のためには、仲卸業者の販売力が重要な要素のひとつであり、そのために仲卸業者の経営基盤強化が必要である。

中央卸売市場では、仲卸業者活性化対策として、仲卸業務検査や経営相談、公開講座の開設などを行うことにより、仲卸業者の強化に力を入れている。今後はさらに業者間取引の効率化を推進するために「大阪市中央卸売市場中長期ビジョン」にもあるように市場における情報化をさらに進め、卸売業者及び仲卸業者の情報化の普及促進に努めることが望まれる。

このような取組を通して、仲卸業者の経営基盤強化を推進することが必要である。

(3) 運営方法の継続的な検討

中央卸売市場の経営形態のあり方については、市場将来構想検討委員会から出された「大阪市中央卸売市場の将来のあり方について」の中で、公的関与の必要性が確認され、その後、現行制度の下で施策を効果的かつ効率的に進める方法が選択され、かつその効果も早期に反映できると判断されてきたところであるが、現在の経営状況や今後、市場環境が厳しくなることも想定されるため、あらゆる選択肢の運営方法を継続的に検討することが望まれる。

①民間委託の推進

中央卸売市場に関して、市場開設者としての本源的な役割としては、次の二つを挙げることができる。

一つは、中央卸売市場における業者の指導監督機能であり、もう一つは、市場施設の運営・維持管理機能である。

このうち、施設の維持管理、清掃、警備などは民間に委ねた方が効率的な場合が多く、すでに一部可能な分野において民間委託を行っている。今後も民間委託可能な業務の洗い出しを継続して実施できるような体制作りが望まれる。

特に業務管理棟の運営を総合的に委託するといった民間の創意工夫が発揮できるか否かも含め業者を取り込んだ運営方法を常に検討することが望まれる。

②市場運営のあり方の継続的な検討

本場は、東京都の築地市場に次ぐ全国でも2番目の規模をもった市場である。大阪市の調査（平成20年大阪市中央卸売市場年報）によると、大阪市内への供給は29%であるが大阪府下及び他府県への供給割合は高い。一方、東部市場は、大阪市内への供給が41%を占めている。

従って、本場はハブ化機能を強化するため、集分配機能の確保、決済機能の充実を含めた中央卸売市場としての機能を維持することが求められる。

東部市場は、この度市場機能強化のため100億円を超える設備投資を行うこととしており、さらに中央卸売市場としての役割を果たしていく方向にあるが、これまでよりも効率経営が求められる。

本場及び東部市場を合わせた中央卸売市場の今後の運営のあり方については、現在、農林水産省において進められている「卸売市場の将来方向に関する研究会」の研究結果や大阪府が提案した「大阪府中央卸売市場（北部市場）の現状と課題」に対する今後の動向を踏まえるなど、多方面からの継続的な検討が望まれる。

（4）将来のリスク管理

大阪市中央卸売市場においては、自助努力により資金不足比率の改善を果たすことが求められるが、例えば、市場取引の減少といった市場開設者がコントロールすることが困難なリスクが想定外に生じ、今回策定の経営健全化計画の達成が不可能となり、さらに、大阪市中央卸売市場を維持することが困難となるような事態に陥ることもあり得ると思われる。

このような事態に陥らないようリスク管理を徹底し早期の対応が必要であるが、緊急事態とも言うべき厳しい状況下になった場合には、中央卸売市場の公的機能に鑑みて、大阪市の支援も含めた検討が必要であると考える。

<参考>中央卸売市場の概要

1. 中央卸売市場制度の概要

(1) 法的根拠

卸売市場とは、市場の適正な運営を図るために制定された卸売市場法（以下、「市場法」という。）に基づき、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいい（「市場法」第2条第2項）、以下の3つに区分される。

区 分	意 義
中央卸売市場	生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう（「市場法」第2条第3項）。
地方卸売市場	中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいい（「市場法」第2条第4項）、都道府県知事の許可を受けて開設される（「市場法」第55条）。
その他の市場	中央卸売市場および地方卸売市場以外の市場をいう。

(2) 機能

中央卸売市場は、我々の日常生活に欠くことのできない野菜、果実、水産物、食肉類など生鮮食料品等について、産地からの計画的な集荷に努め、公正な価格形成を行い、市民・消費者の皆様に安定して供給するという生鮮食料品流通において中心的な役割を担っている。

この中央卸売市場は、市場法の定めに基づき、地方公共団体が農林水産大臣の認可を受けて開設・管理運営をしているものであり、生鮮食料品の基幹的流通機構として、集荷機能、分荷機能、価格形成機能、決済機能、情報機能などの役割をもっている。

【中央卸売市場の5つの機能】

機 能	内 容
①集荷機能	食生活に必要な野菜・果実・鮮魚等の多種多様な生鮮食料品を豊富に品揃えする機能。
②価格形成機能	「せり」等の取引により、需給を反映した迅速・公正な評価による透明性の高い価格形成をする機能。
③分荷機能	多数の小売業者等への迅速・確実な分荷配送を行う機能。
④決済機能	取引販売代金の迅速かつ確実な決済を行う機能。
⑤情報機能	多種多様なニーズに応えるための情報収集・伝達を行う機能。

2. 大阪市中央卸売市場の概要

(1) 沿革

年代	本場・東部市場
大正 12 年	中央卸売市場法公布
大正 14 年	本場開設の認可
昭和 4 年	本場建設に着工
昭和 6 年	本場完成 11 月 11 日業務開始
昭和 16 年	物資統制令公布、仲買制度廃止
昭和 17 年	天満分場（北区）開場 [同 20 年廃止] 木津分場（浪速区）開場 [同 20 年廃止]
昭和 18 年	南部分場（住吉区）開場 [昭和 46 年廃止] 北部分場（西淀川区）開場 [昭和 19 年廃止] 東部分場（東住吉区）開場 [昭和 21 年休止] 仲買制度及びせり取引開始
昭和 25 年	東部市場建設に着工
昭和 33 年	日曜週休制実施
昭和 35 年	東部市場開設の認可
昭和 39 年	東部市場完成 11 月 25 日業務開始
昭和 46 年	中央卸売市場法廃止、卸売市場法公布
昭和 47 年	祝祭日休市実施
昭和 50 年	本場拡張施設工事に着工
昭和 51 年	本場拡張施設業務開始
昭和 52 年	東部市場拡張施設工事に着工
昭和 53 年	東部市場拡張施設業務開始
昭和 56 年	東部市場施設改築工事に着工
昭和 60 年	東部市場施設改築工事完成
平成 2 年	本場・東部市場の鉄道貨物引込線廃止
平成 4 年	本場整備事業に着工
平成 8 年	本場業務管理棟完成
平成 11 年	本場市場棟（第 1 期）完成 本場市場棟（第 2 期）完成 卸売市場法改正
平成 12 年	東部市場配送・加工センター完成
平成 14 年	本場市場棟（第 3 期）・関連棟完成
平成 16 年	卸売市場法改正
平成 20 年	本場配送加工棟完成 東部市場再整備工事に着工

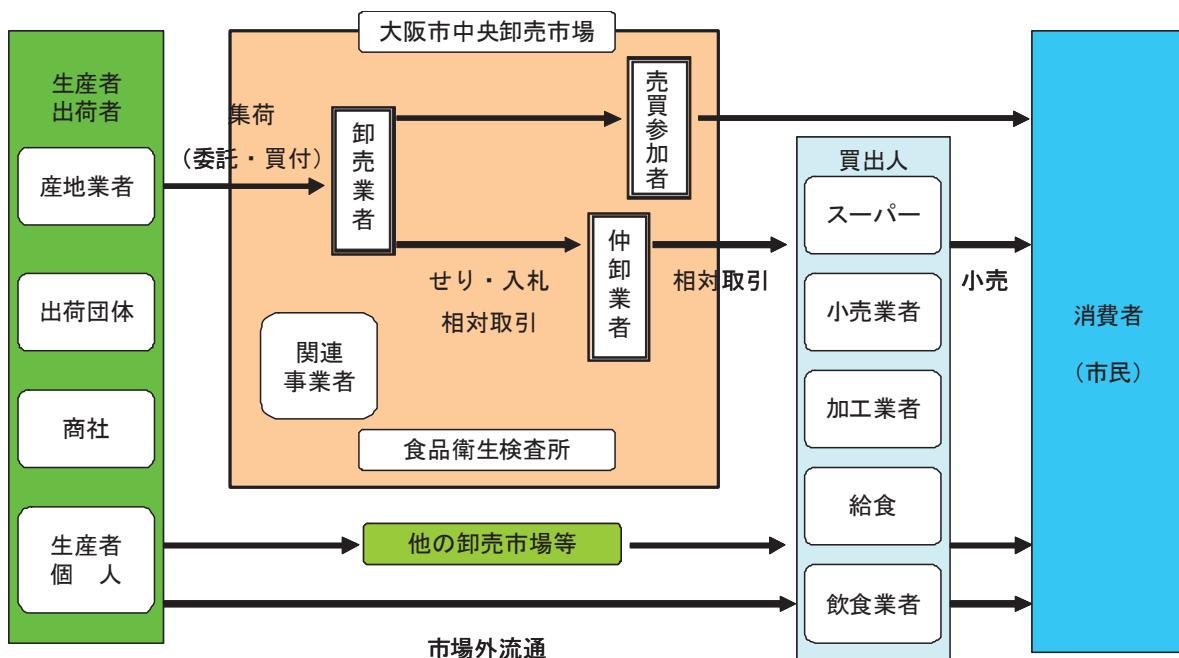
(2) 事業の概要

①大阪市中央卸売市場の機構

中央卸売市場の機構及び業務運営は、すべて卸売市場法、同法施行規則、大阪市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則に基づいている。中央卸売市場の開設者は大阪市で、市場施設の維持管理と業務運営の指導監督にあたっている。

1) 流通経路

中央卸売市場の流通経路の仕組みをフロー図で示すと、概ね以下のとおりである。



2) 関係事業者等

中央卸売市場に関わる主要な関係事業者等は、以下のとおりである。

名 称	内 容
卸売業者	農林水産大臣の許可を受けて卸売の業務を行う者で、出荷者から販売の委託を受け、または買い付けた生鮮食料品等をせり売り、入札等の方法によって仲卸業者及び売買参加者に販売する。
仲卸業者	市長から許可を受けて、市場内に設置する店舗において、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、または調製して小売業者その他の買出入人に販売する者。
売買参加者	仲卸業者でない者で市長の承認を受けて卸売業者から卸売を受けることができる者。
関連事業者	市長の許可を受けて、市場内において冷蔵庫業、運搬業等市場機能の充実に資する業務を行う者及び物品販売業、金融業、飲食業等市場の利用者に便宜を提供する業務を行う者。

3) 中央卸売市場における販売方法

中央卸売市場における販売方法には、以下のものがある。

販売方法	内 容
せり売り	せり人（「中央卸売市場業務条例」第12条第1項の規定により市長の行う登録を受けた者）が卸売場で公開の方法により仲卸業者及び売買参加者に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
入札	非公開の方法により仲卸業者及び売買参加者に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。
相対取引	卸売業者が、仲卸業者若しくは売買参加者と個別に交渉の上、販売する方法をいう。

②取扱品目

本場・東部市場ともに総合市場として位置づけられており、以下の生鮮食料品等を取り扱っている。

種 類	取扱品目
青果	野菜、果実及びこれらの加工品並びに冷凍食品（鶏肉以外の肉類に係るものを除く。）
水産物	生鮮水産物及びその加工品並びに魚肉入加工品、冷凍食品（鶏肉以外の肉類に係るものを除く。）
加工食料品	つけ物、みそ、乾物及びこれに準ずる加工品、魚肉入加工品、鳥卵の加工品、冷凍食品（鶏肉以外の肉類に係るものを除く。）及び鳥卵

③総取扱量、総取扱高の推移

市場ごと（本場・東部市場）の総取扱量、総取扱高の推移は、以下のとおりである。

指標名	市場	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総取扱量 (t)	本場	686, 643	654, 967	657, 812	641, 643
	東部市場	318, 777	304, 336	292, 237	291, 800
	合計	1, 005, 420	959, 303	950, 049	933, 443
総取扱高 (百万円)	本場	277, 482	284, 153	280, 418	258, 607
	東部市場	118, 646	114, 464	109, 288	106, 311
	合計	396, 128	398, 617	389, 706	364, 918

総取扱量では、平成 20 年度は 93 万 3,443 トンで前年度に比し、1.7% 減となっている。
年度比較としては、平成 18 年度 4 万 6,117 トン (4.6%) 減、平成 19 年度 9,254 トン (1.0%) 減、平成 20 年度 1 万 6,606 トン (1.7%) 減と減少傾向にある。

総取扱高では、平成 20 年度は 3,649 億 1,800 万円で前年度に比し、6.4% 減となっている。
年度比較としては、平成 18 年度 24 億 8,900 万円 (0.6%) 増、平成 19 年度 89 億

1,100 万円（2.2%）減、平成 20 年度 247 億 8,800 万円（6.4%）の減となっており、全体的には、総取扱量とともに減少傾向となっている。

④使用料の状況

中央卸売市場における使用料には、売上高割使用料、施設使用料の 2 種類がある。

1) 売上高割使用料

卸売業者が卸売を行った場合、その卸売金額（仲卸業者が市場外から仕入れた商品を販売した場合には、その販売金額）に対して、以下の一定割合を乗じた金額を、売上高割使用料として徴収する。

【売上高割使用料算定割合】

区分	取扱品目	算定割合
青果	野菜、果実	2.5/1000
	冷凍食品	1.5/1000
水産物	生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産物	2.5/1000
	魚肉入加工品、冷凍食品	1.5/1000
加工食料品	つけ物、みそ、乾物及びこれに準ずる加工品	2.0/1000
	魚肉入加工品、冷凍食品	1.5/1000
	鶏卵	1.0/1000

2) 施設使用料

市場施設の使用に対して、その使用面積に以下の単価を乗じた金額を徴収する。

【施設別使用料単価】

種別		使用料				
卸売業者 市場使用料	売場使用料	本場	1 平方メートルにつき	1 月	987 円	
		東部市場	1 平方メートルにつき	1 月	294 円	
仲卸業者 市場使用料	売場使用料	本場	1 平方メートルにつき	1 月	2,488 円	
		東部市場	1 平方メートルにつき	1 月	1,722 円	
関連事業者 市場使用料	営業所使用料	本場 業務管理棟内の営業所				
		1 平方メートルにつき	1 月	3,706 円		
事務所使用料		上記以外の営業所				
		1 平方メートルにつき	1 月	2,950 円		
		東部市場	1 平方メートルにつき	1 月	2,352 円	
		本場 業務管理棟内の事務所				
		1 平方メートルにつき	1 月	3,706 円		
		上記以外の事務所				
		1 平方メートルにつき	1 月	2,488 円		
		東部市場	1 平方メートルにつき	1 月	2,089 円	

福利厚生施設(食堂の用に供するものに限る。)使用料		1 平方メートルにつき 1月 556 円
荷さばき所使用料	本場 東部市場	荷さばき所A 1 平方メートルにつき 1月 1,008 円 荷さばき所B 1 平方メートルにつき 1月 606 円 荷さばき所C 1 平方メートルにつき 1月 436 円 荷さばき所D 1 平方メートルにつき 1月 378 円 1 平方メートルにつき 1月 703 円
加工施設使用料	本場 東部市場	1 平方メートルにつき 1月 1,732 円 1 平方メートルにつき 1月 1,155 円
倉庫使用料	本場 東部市場	1 平方メートルにつき 1月 1,480 円 1 平方メートルにつき 1月 1,081 円
冷蔵庫使用料	本場 東部市場	冷蔵庫A 1 平方メートルにつき 1月 2,268 円 冷蔵庫B 1 平方メートルにつき 1月 1,754 円 1 平方メートルにつき 1月 1,459 円
駐車場使用料	本場 東部市場	屋根のあるもの 1 平方メートルにつき 1月 1,260 円 屋根のないもの 1 平方メートルにつき 1月 903 円 屋根のあるもの 1 平方メートルにつき 1月 819 円 屋根のないもの 1 平方メートルにつき 1月 588 円
空地使用料	本場 東部市場	1 平方メートルにつき 1月 378 円 1 平方メートルにつき 1月 252 円
冷暖房設備使用料	本場 東部市場	1 平方メートルにつき 1月 220 円 1 平方メートルにつき 1月 147 円
冷却設備使用料	本場 東部市場	冷却設備 A—1 1月 1,911,000 円 冷却設備 A—2 1月 1,464,000 円 冷却設備 A—3 1月 1,092,000 円 冷却設備 B—1 1月 390,000 円 冷却設備 B—2 1月 30,000 円 冷却設備 B—3 1月 367,000 円 冷却設備 B—4 1月 512,000 円 1 平方メートルにつき 1月 1,124,000 円
低温化設備使用料		低温化設備 A 1月 605,000 円 低温化設備 B 1月 497,000 円

(3) 施設の概要

①本場・東部市場の施設の現況

(平成 21 年 3 月現在)

位置	本 場		東部市場	
	大阪市福島区野田 1-1-86		大阪市東住吉区今林 1-2-68	
面 積	敷地 (m ²)	179, 930	敷地 (m ²)	105, 615
	建面積 (m ²)	100, 704	建面積 (m ²)	56, 669
	延面積 (m ²)	317, 236	延面積 (m ²)	162, 652
種 類	構 造	面積(m ²)	構 造	面積(m ²)
卸売場	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	53, 586	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	15, 802
仲卸売場	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	49, 885	鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造	27, 888
買荷保管・積込所	鉄骨造 鉄筋コンクリート造	7, 845	鉄骨造	7, 009
倉 庫	鉄筋コンクリート造	6, 572	鉄骨鉄筋コンクリート造	16, 343
冷蔵庫	鉄筋コンクリート造 5 階建 保管能力 F 級 3, 817t	6, 553	鉄筋コンクリート造 5 階建 保管能力 F～C 級 4, 700t	6, 701
	貯氷庫 鉄筋コンクリート造 2 階建 貯氷能力(角氷) 500t	279	製氷能力(角氷) 40t 貯氷能力(角氷) 1, 500t	
	製氷庫 鉄筋コンクリート造 3 階建 製氷能力(碎氷) 60t 貯氷能力(碎氷) 150t	645	仲卸売場 3 階設置分 保管能力 SF～C 級 1, 482t	3, 619
駐車場	鉄骨造		鉄骨鉄筋コンクリート造	43, 810
	鉄筋コンクリート造	128, 744	平野川覆蓋上 駐車台数 463 台	10, 426
	鉄骨鉄筋コンクリート造			
管理事務所	鉄骨耐火被覆造 鉄骨鉄筋コンクリート造	10, 091	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	3, 914
業者事務所	鉄骨耐火被覆造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	58, 311	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	12, 694
関連事業者営業所	鉄骨耐火被覆造 鉄骨鉄筋コンクリート造	9, 384	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	3, 106
加工施設(配達含む)	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造	5, 732	鉄骨造	4, 788
大規模低温貯蔵庫	鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階 保管能力 3, 300t	6, 546	—	—

②東部市場の再整備

平成 18 年度より、東部市場の再整備事業に着手している。整備理由、現段階における整備内容及び事業期間、事業費及び財源は次のとおりである。

【整備理由】

東部市場は、昭和 39 年開場以来 40 年以上が経過し、開設当時からの施設の老朽化が著しく、機能的にも劣化している。

再整備計画では、老朽化や機能劣化の解消とともに、ますます激しくなっている市場間競争に対応するため、市場機能の向上を図っていく。

具体的には「効率的な物流を創出」するため、関連棟・冷蔵庫棟の縮小再配置を行うとともに、大口出荷ゾーンの設置、青果卸売場棟建替えなどを行う。また、「食の安全・安心」に対応するため、低温卸売場の拡大、ごみドラムの設置など衛生環境の強化を行う。あわせて加工場の充実や買出入駐車場に大屋根を設置することにより市場利用者の利便性の向上を図り、信頼できる商品の供給を行っていく。

【整備内容】

新 設	大屋根・大口出荷対応施設	約 11,400 m ²
建替え	青果卸売場棟	約 11,300 m ²
	関連営業所棟	約 1,900 m ²
	冷蔵・製氷庫棟	約 1,600 m ²
耐震改修	水産卸売場棟	
	関連 6 号棟	
改 修	仲卸売場棟	
撤 去	管理庁舎棟	

【事業期間】

平成 18 年度 基本設計、測量
平成 19 年度 地質調査、実施設計
平成 20 年 10 月
平成 23 年度末

建設・改修等工事

【事業費及び財源】

(単位 : 千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
事 業 費		65, 410	141, 267	358, 478	1, 896, 912	3, 516, 014	5, 303, 195	11, 281, 276
特 定 財 源	国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0
	府支出金	0	22, 064	21, 974	247, 912	617, 014	787, 195	1, 696, 159
	使用料・手数料	65, 410	4, 203	4, 504	0	0	0	74, 117
	その他	0	0	0	0	0	0	0
市 費	起債（一般債）	0	115, 000	332, 000	1, 649, 000	2, 899, 000	4, 516, 000	9, 511, 000
	〃（特別債）	0	0	0	0	0	0	0
	蓄積基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0
	差引一般財源	0	0	0	0	0	0	0

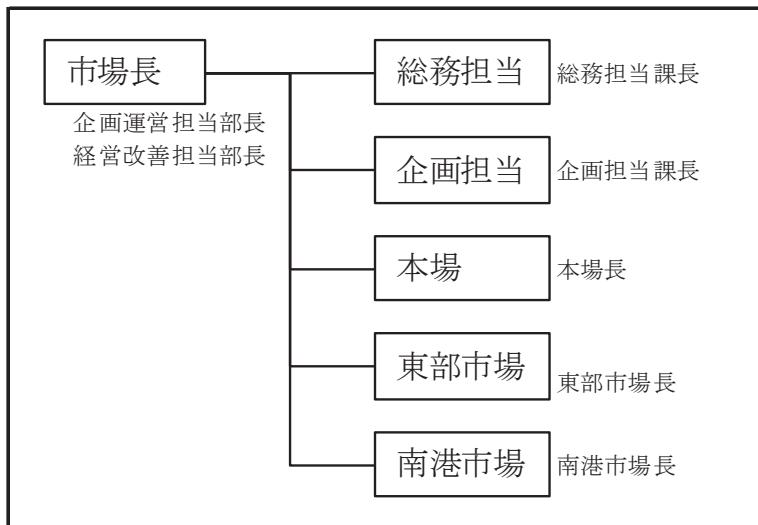
※ 事業費等については、変動する可能性がある。

(4) 組織の概要

① 大阪市中央卸売市場の組織

大阪市中央卸売市場の組織図及び主な業務内容は、以下のとおりである。

【組織図】



【主な業務内容】

部 署	業務内容
総務担当	市場の文書、人事、給与、予算決算、市場業務の進行管理等。
企画担当	市場業務に係る企画、連絡調整、広報、調査統計及び取扱品情報の公表や関係事業者の業務改善指導等。
本場	本場の運営、業務の許可及び取引の指導監督、使用料の徴収並びに施設・設備の整備及び維持管理等。
東部市場	東部市場の運営、業務の許可及び取引の指導監督、使用料の徴収並びに施設・設備の整備及び維持管理等。
南港市場	南港市場及び大阪市食肉処理場の運営、業務の許可及び取引の指導監督、使用料の徴収並びに施設・設備の整備及び維持管理等。

※ 上記の組織図に含まれている「南港市場」は、大阪市食肉市場事業会計の所管であるため、今回の個別外部監査の対象外である。

②職員数の推移

過去 5 年間の中央卸売市場における職員数の推移は、以下のとおりである。

【大阪市中央卸売市場 職員推移】 (単位：人)

部 署	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総務担当	24	23	22	22	22
企画担当	18	19	18	18	17
本場	77	71	69	63	55
東部市場	59	61	60	57	50
合計	178	174	169	160	144

(5) 経営方針等

①局長改革マニフェスト

大阪市では市役所の抜本的な改革に取り組むため、平成18年2月に5年間での取組項目を明らかにした市政改革マニフェストを策定している。

市政改革マニフェストで示された市政改革の基本方針については、各局長・区長がそれぞれ所管業務に関わる具体的な改革の実施方針・取組目標を明らかにするため、平成18年2月に局長改革マニフェスト・区長改革マニフェストを策定し、その後毎年更新され、進捗状況の報告がなされている。中央卸売市場においても、「中央卸売市場改革マニフェスト」が作成されている。

②経営方針

大阪市では、平成18年度より各局において、毎年度「局経営方針」を策定し、各局の使命や目標の達成に向け、戦略的に取り組むべき経営課題を明確にするとともに、その解決に向けた戦略・具体的取組を公表している。中央卸売市場においても、「中央卸売市場経営方針」が作成されている。

③大阪市中央卸売市場中長期ビジョン

平成18年度に、大阪市中央卸売市場市場将来構想検討委員会より「大阪市中央卸売市場の将来のあり方について」提言があった。

「大阪市中央卸売市場中長期ビジョン」はこの提言を踏まえ、市場の将来を見据えた施策の方向性等の中長期計画及び短期的に実施する事業等の実施計画を取りまとめたものであり、平成20年3月に策定された。

概要は、次のとおりである。

大阪市中央卸売市場中長期ビジョン（概要）

中長期計画

（1）市場機能のより一層の高度化

- ①品揃え機能、集荷分荷・物流機能等の高度化
 - 場内業者の情報交換、マッチングの機会の充実
 - 市場機能の充実（在庫管理や物流と情報との連携）
 - 物流の効率化

②価格形成機能の集約

- 情報集積機能の強化

③代金決済機能の高度化

- 情報化の推進

④情報受発信機能の高度化

- 情報発信拠点の構築、発展

（2）市民生活、産業への貢献

- ①食品の安全・安心の確保（品質管理、衛生管理）に関する施策、活動の強化、充実
 - 市場内業者の品質管理・衛生管理機能の高度化の促進
 - 関係業者への普及啓発、相談対応
 - 市民へのPR

②食文化の拠点、食育等消費者への情報発信

- 食育事業の展開
- 資料室の活用

③市場を核とした産業の活性化

- 中小企業施策等との連携の推進

④災害時のライフラインの維持

- 食に関するライフラインの維持





※市場内業者と開設者のパートナーシップの構築が必要

短期実施計画

(1) 仲卸業者活性化事業

[中長期計画(1)①②③、(2)①③に関連]

- ・仲卸業務検査
- ・経営相談
- ・仲卸業者経営合理化支援その他の取り組み
- ・市場流通大学
- ・企業の支援、他部局との連携
- ・商店街活性化事業との連携

(2) 情報化推進事業 [中長期計画(1)①②③④に関連]

- ・情報システムの運営及びEDIの構築
- ・普及促進

(3) PR事業 [中長期計画(1)④、(2)①②に関連]

- ・イメージアップとブランドPR
- ・ホームページの活用・情報発信
- ・TV、ラジオCM等の新たなPR手法の検討

(4) 食の安全・安心推進事業 [中長期計画(2)①に関連]

- ・食の安全・安心に関する啓発事業の実施
- ・衛生管理に係る認証取得の支援
- ・全国中央卸売市場連携ネットワークの構築

(5) 食育関連事業 [中長期計画(2)②に関連]

- ・市場体験ツアー・職業体験・出張料理教室
- ・「食育」推進に向けた啓発事業
- ・食育啓発イベントへの参加
- ・ライブラリーの活用等市内教育機関との連携推進
- ・商店街活性化事業との連携

(6) 大規模災害時の広域連携事業 [中長期計画(2)④に関連]

- ・全国中央卸売市場連携ネットワークの構築

(6) 決算の概要

①財務事務の方法

中央卸売市場では、地方公営企業法を一部適用している。地方公営企業では独立採算制が求められ、会計も企業会計方式により貸借対照表及び損益計算書を作成することとなっている。

②業績等の推移

1) 損益計算書の推移

(単位：百万円)

項目名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
営業収益	6,731	6,582	6,476	6,367
売上高割使用料	931	938	918	858
施設使用料	4,204	4,217	4,245	4,226
雑収益	1,596	1,427	1,313	1,283
営業費用	7,569	7,509	7,132	6,973
人件費	1,668	1,637	1,481	1,352
経費	2,434	2,452	2,342	2,334
減価償却費等	3,467	3,420	3,309	3,287
営業損失	△ 838	△ 927	△ 656	△ 606
営業外収益	1,668	1,506	1,356	1,250
一般会計補助金	1,589	1,496	1,346	1,241
その他	79	10	10	9
営業外費用	2,456	2,287	2,151	1,971
支払利息及び企業債取扱諸費	2,426	2,280	2,111	1,966
その他	30	7	40	5
経常損失	△ 1,626	△ 1,708	△ 1,452	△ 1,327
特別利益	997	—	—	—
当期純損失	△ 629	△ 1,708	△ 1,452	△ 1,327
累積欠損金	△ 24,030	△ 25,738	△ 27,190	△ 28,517

全体として、毎年営業損失を計上しており、一般会計からの補助を受けるものの、支払利息の負担が大きいことにより当期純損失を計上しており、累積欠損金が年々増加している。

2) 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

項目名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
(資産の部)				
固定資産	127, 944	125, 070	122, 126	120, 357
有形固定資産	127, 234	124, 681	121, 776	118, 765
土地	17, 218	17, 218	17, 218	17, 218
建物	91, 135	91, 169	91, 344	91, 304
建物付帯設備	33, 831	33, 895	33, 947	33, 945
構築物	6, 723	6, 723	6, 723	6, 727
機械及び装置	11, 446	11, 961	11, 962	11, 962
車両運搬具	51	46	35	35
工具、器具及び備品	1, 488	1, 664	1, 707	1, 603
建設仮勘定	7	12	136	376
減価償却累計額	△ 34, 665	△ 38, 007	△ 41, 296	△ 44, 405
無形固定資産	325	145	186	206
電話加入権	241	66	66	66
上下水道利用権	84	79	74	70
その他	—	—	1	0
建設仮勘定	0	0	45	70
投資	384	244	164	1, 386
長期貸付金	384	244	164	164
長期前払金	—	—	—	1, 222
流動資産	796	830	594	562
現金・預金	134	60	78	57
未収金	256	496	283	295
保管有価証券	289	272	231	208
貯蔵品	1	2	2	2
前払金	116	—	—	—
繰延勘定	26	31	27	23
企業債発行差金	26	31	27	23
資産合計	128, 765	125, 931	122, 747	120, 942
(負債の部)				
固定負債	480	384	1, 748	4, 274
企業債	—	—	1, 504	4, 110
他会計借入金	480	384	244	164
流動負債	12, 506	13, 876	13, 159	13, 221
一時借入金	10, 090	11, 650	11, 363	11, 665
未払金	1, 724	1, 535	1, 120	879
預り金	638	637	622	623
その他流動負債	54	54	54	54
負債合計	12, 986	14, 260	14, 907	17, 495
(資本の部)				
資本金	98, 689	96, 320	93, 920	90, 907
自己資本金	14, 849	16, 940	18, 914	21, 394
借入資本金	83, 840	79, 380	75, 006	69, 513
剰余金	17, 090	15, 351	13, 921	12, 540
資本剰余金	41, 120	41, 089	41, 110	41, 057
再評価積立金	1, 257	1, 257	1, 257	1, 257
受贈財産評価額	141	141	141	141

国庫補助金	39,695	39,665	39,663	39,586
府補助金	—	—	22	47
その他資本剰余金	27	26	27	26
欠損金	△ 24,030	△ 25,738	△ 27,190	△ 28,517
当年度未処理欠損金	△ 24,030	△ 25,738	△ 27,190	△ 28,517
資本合計	115,779	111,671	107,840	103,447
負債資本合計	128,765	125,931	122,747	120,942

資産が毎年 30 億円程度減少しているが、主として、減価償却によるものである。

負債が平成 19 年度及び平成 20 年度で大幅に増加しているのは、主として資本費平準化債の発行によるものである。

資本は年々減少している。一番の要因は、借入資本金（企業債）の返済によるものである。

また、毎年損失を計上していることから、年々欠損金が増加し、資本減少要因となっている。

一方、一般会計からの出資により、自己資本金は年々増加している。

貸借対照表のうち、主要な項目の詳細状況は次のとおりである。

i) 固定資産

平成 19 年度より東部市場再整備のため、東部市場における有形固定資産の建設仮勘定が増加している。本場では大きな新規投資や除却はなく、減価償却費の計上を除き、大きな増減はない。

市場別の平成 20 年度における固定資産の内訳は次のとおりであり、東部市場の償却が進んでいることもあるが、本場の固定資産が全体の 9 割近くを占めている。

【市場別固定資産の内訳】

(単位：百万円)

項目名	本場	東部市場	計
(資産の部)			
有形固定資産	102,892	15,873	118,765
土地	12,917	4,301	17,218
建物	79,460	11,844	91,304
建物付帯設備	30,953	2,992	33,945
構築物	4,195	2,532	6,727
機械及び装置	9,996	1,966	11,962
車両運搬具	31	4	35
工具、器具及び備品	1,458	145	1,603
建設仮勘定	76	300	376
減価償却累計額	△ 36,193	△ 8,212	△ 44,405
無形固定資産	185	21	206
電話加入権	45	21	66
上下水道利用権	70	0	70
その他	0	—	0
建設仮勘定	70	—	70